

青森県後期高齢者医療広域連合職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則

(平成十九年二月一日青森県後期高齢者医療広域連合規則第十号)

改正

平成一九年三月一八日規則第二五号
平成一九年六月一八日規則第三三号

平成一〇年三月一七日規則第六号

平成二一年三月二十四日規則第二号

平成二四年三月一九日規則第一号

平成二四年三月三〇日規則第三号

平成二五年三月二七日規則第一号

平成二六年三月一八日規則第一号

平成二六年六月一七日規則第七号

平成二七年三月二七日規則第一号

平成二八年七月一日規則第六号

平成二九年二月一七日規則第一号

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 削除

第三章 削除

第四章 新たに職員となつた者の職務の級及び号給（第九条—第十六条）

第五章 昇格及び降格（第十七条—第二十条）

第六章 昇給（第二十一条—第二十六条）

第六章の二 降号（第二十六条の二）

第七章 特別の場合における号給の決定（第二十七条）

第八章 雜則（第二十八条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 青森県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例（平成十九年青森県後期高齢者医療広域連合条例第十五号。以下「条例」という。）第三条第三項及び第四条並びに第三十一条の規定に基づく職員の初任給、昇格、昇給等の基準にしては、別に定める場合を除き、この規則の定めるところによる。

（定義）

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 職員 条例第三条第一項に規定する行政職給料表（以下「給料表」という。）の適用を受ける者をいう。
- 二 昇格 職員の職務の級を給料表の上位の職務の級に変更することをいう。
- 三 降格 職員の職務の級を給料表の下位の職務の級に変更することをいう。
- 四 降号 職員の号給を職務の級の下位の号給に変更することをいう。
- 五 採用試験 広域連合職員を採用するための競争試験又は広域連合長がこれに準ずると認める試験をいう。
- 六 大卒程度 広域連合職員採用試験（大学卒業程度）及びこれに相当する採用試験をいう。
- 七 短大卒程度 広域連合職員採用試験（短期大学卒業程度）及びこれに相当する採用試験をいう。
- 八 高卒程度 広域連合職員採用試験（高等学校卒業程度）及びこれに相当する採用試験をいう。

第二章 削除

第三条 削除

第三章 削除

第四条から第八条まで 削除

第四章 新たに職員となつた者の職務の級及び号給

(新たに職員となつた者の職務の級)

第九条 新たに職員となつた者の職務の級は、この条の定めるところにより、その者の能力等を考慮し、その職務に応じて決定するものとする。

2 採用試験の結果に基づいて新たに職員となつた者の職務の級は、その者が新たに職員となつた日においてその者に適用される別表第二に定める初任給基準表（以下「初任給基準表」という。）の試験欄の区分に対応する初任給欄の職務の級に決定するものとする。

3 新たに職員となつた者のうち、前項の規定の適用を受ける者以外の者の職務の級は、次に定めるところにより決定するものとする。

一 給料表の職務の級八級、七級及び六級にあっては、あらかじめ広域連合長の承認を得ること。

二 前号で規定する職務の級以外の職務の級にあっては、その者が新たに職員となつた日においてその者に適用される初任給基準表の試験欄の区分及び学歴免許等欄の区分に対応する初任給欄の職務の級（次条第一項第三号に掲げる職員にあっては、その者に適用される給料表の最下位の職務の級）を基礎としてその者の経験年数に相当する期間その者の職務と同種の職務に引き続き在職したものとみなして第十七条第三項第二号前段（特別の事情がある場合には、同号）の規定の例によるものとした場合に決定することができる職務の級の範囲内で決定しようとするときには当該職務の級の範囲内でその者の職務の級を決定するものとし、当該決定することができる職務の級より上位の職務の級に決定しようとするときには広域連合長の定めるところにより当該職務の級にその者の職務の級を決定するものとする。

4 前項第二号の規定にかかわらず、職員から人事交流等により引き続き第十五条各号のいずれかに掲げる者になつたものであつて、当該者から人事交流等により引き続いて職員となつたものの職務の級は、同条各号に掲げる者となつた日の前日ににおけるその者の職務の級を基礎として引き続き職員であったものとして昇格の規定の例によるものとした場合に決定するこ

とができる職務の級の範囲内で決定するものとする。

(新たに職員となつた者の号給)

第十条 新たに職員となつた者の号給は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める号給とする。

一 前条第二項の規定により職務の級を決定された職員 その者に適用される初任給基準表の試験欄の区分に対応する初任給欄に定める号給

二 前号及び次号に掲げる職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める号給

ア 前条の規定により決定された職務の級の号給が初任給基準表に定められている職員 当該号給

イ 前条の規定により決定された職務の級の号給が初任給基準表に定められていない職員 初任給基準表に定める号給を基礎としてその者の属する職務の級に昇格し、又は降格したものとした場合に第十九条第一項又は第二十条の二第一項の規定により得られる号給

三 初任給基準表の試験欄にその者に適用される区分の定めのない職員若しくはその者に適用される初任給基準表の試験欄の区分に対応する学歴免許等欄の最も低い学歴免許等の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する職員 その者の属する職務の級の最低の号給

2 職務の級の最低限度の資格を超える学歴免許等の資格又は経験年数を有する職員の号給については、前項の規定にかかわらず、第十二条から第十五条までに定めるところにより、初任給基準表に定める号給を調整し、又はその者の号給を前項の規定による号給より上位の号給とすることができる。

(初任給基準表の適用方法)

第十一条 初任給基準表は、その者に適用される試験欄の区分及び学歴免許等欄の区分に応じて適用する。

2 初任給基準表の試験欄の「採用試験」の区分は次に掲げる職員に適用し、同欄の「その他」の区分はその他の職員に適用する。ただし、初任給基準表に別段の定めがある場合は、その定めるところによる。

一 採用試験の結果に基づいて職員となつた者

二 前号に該当し、その後人事交流等により引き続いて国又は他の地方公共団体の職員その他広域連合長の定めるこれらに

準ずる者となり、引き続きそれらの者として勤務した後、引き続いて職員となつた者

3 初任給基準表の適用を受ける職員となつた者のうち、その者が有する知識経験、学歴免許等の資格等に照らして、採用試験のうちいづれかの試験の結果により採用された者に相当すると認められる者については、前項の規定にかかわらず、同欄の「採用試験」の区分のうち当該試験に対応する区分を適用することができる。

4 初任給基準表の学歴免許等欄の区分の適用については、初任給基準表において別に定める場合を除き、別表第三に定める学歴免許等資格区分表（以下「学歴免許等資格区分表」という。）に定める区分によるものとする。

（学歴免許等の資格による号給の調整）

第十二条 新たに職員となつた者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対応する学歴免許等の資格より上位の学歴免許等の資格を有する者で当該学歴免許等の資格を取得するに際し、その者の職務に直接有用な知識又は技術を修得したと認めるものに対する初任給基準表の適用については、その者に適用される初任給基準表の初任給欄に定める号給に、次の表の上欄に掲げるその者の有する学歴免許等の資格の属する学歴免許等資格区分表に定める学歴免許等の区分の区分に応じて次の表の下欄に定める数から同表の上欄及び中欄に掲げるその者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分（その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に学歴免許等の資格が掲げられている場合にあっては、次の表の上欄に掲げる当該学歴免許等の資格の属する学歴免許等資格区分表に定める学歴免許等の区分）の区分に応じて次の表の下欄に定める数を減じた数（次条第二項において「加算数」という。）に四を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給をもつて、初任給基準表の初任給欄の号給とすることができる。

										博士課程修了
										修士課程修了、専門職学位課程修了又は大学六卒
										大学專攻科卒
										大学四卒
										短大三卒
										短大二卒
										短大一卒又は高校專攻科卒
										高校三卒
										高校二卒
										高校一卒
										中学卒
備考										
一　学校教育法（昭和二十一年法律第二十六号）による大学院博士課程のうち医学若しくは歯学に関する課程又は薬学若しくは獣医学に関する課程（修業年限四年のものに限る。）を修了した者に対するこの表の適用については、同表の上欄に掲げる「博士課程修了」の区分に対応する同表の下欄に掲げる数に一を加えた数をもつて、同欄に掲げる数とする。										
二　その者の有する学歴免許等の資格に係るこの表の下欄に掲げる数について広域連合長が別段の定めをした職員については、広域連合長が定める数をもつて、同欄に掲げる数とする。										
	九	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	二十一

2

初任給基準表の試験欄の「採用試験」の区分の適用を受ける者に対する前項の規定の適用については、その区分に応じ、「大卒程度」にあつては「大学卒」の区分、「短大卒程度」にあつては「短大卒」の区分、「高卒程度」にあつては「高校卒」の区分が初任給基準表の学歴免許等欄に掲げられているものとみなす。

(経験年数を有する者の号給)

第十三条 新たに職員となつた次の各号に掲げる者のうち当該各号に定める経験年数を有する者の号給は、第十条第一項の規定による号給（前条第一項の規定の適用を受ける者にあつては、同項の規定による号給。以下この項において「基準号給」という。）の号数に、当該経験年数の月数を十二月（その者の経験年数のうち五年を超える経験年数（第二号又は第四号に掲げる者で広域連合長の定める職務の級に決定されたものにあつては当該各号に定める経験年数とする。）の月数にあっては、十八月）で除した数（一未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に別表第八に定める昇給号給数表（以下「昇給号給数表」という。）のC欄の上段に掲げる号給数を乗じて得た数を号数とする号給（広域連合長の定める者にあつては、当該号給の数に三を超えない範囲内で広域連合長の定める数を加えて得た数を号数とする号給）とすることができる。

- 一 第十一条第二項第一号に掲げる者 その者の任用の基礎となつた試験に合格した時以後の経験年数又はその者に適用される初任給基準表の試験欄の「採用試験」の区分に応じ、「大卒程度」にあつては「大学卒」の区分、「短大卒程度」にあつては「短大卒」の区分、「高卒程度」にあつては「高校卒」の区分に属する学歴免許等の資格（前条第一項の規定の適用を受ける者にあつては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格）を取得した時以後の経験年数
- 二 第十一条第二項第二号に掲げる者及び同条第三項の規定の適用を受ける者 広域連合長の定める経験年数
- 三 前二号又は次号に該当する者以外の者 初任給基準表の適用に際して用いられるその者の学歴免許等の資格（前条第一項の規定の適用を受ける者にあつては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格）を取得した時以後の経験年数
- 四 第一号及び第二号に該当する者以外の者で基準号給が職務の級の最低の号給（初任給基準表に掲げられている場合の最低の号給を除く。）であるもの 広域連合長の定める経験年数

2 新たに職員となつた者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対応する学歴免許等の資格より上位の学歴免許等の資格を有する者で前条第一項の規定の適用を受けないものに対する前項の規定の適用については、同条第一項の規定の適用を受けるものとした場合のその適用に際して用いられる学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数に加算数を加えた年数をもつて、前項各号に定める経験年数とする。

(経験年数)

第十三条の二 第九条第三項、第十条第二項及び前条に規定する経験年数（以下「経験年数」という。）は、新たに職員となつた者の有する最も新しい学歴免許等の資格を取得した時（当該資格以外の資格によることが、その者に有利である場合にあつては、その資格を取得した時）以後の年数を別表第四に定める経験年数換算表に定めるところにより換算して得られる年数とする。

2 新たに職員となつた者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の区分（同欄に学歴免許等の資格が掲げられている場合にあつては、当該学歴免許等の資格の属する学歴免許等資格区分表の学歴区分欄に掲げる学歴免許等の区分とし、初任給基準表の学歴免許等の資格の属する学歴免許等資格区分表の学歴区分欄に掲げる学歴免許等の区分とし、初任給基準表の学歴免許等の資格の属する学歴免許等の区分又は学歴免許等の資格のいずれもが掲げられていない場合にあつては、広域連合長の定める学歴免許等の区分とする。）に対して別表第五に定める経験年数調整表に加える年数又は減ずる年数が定められている学歴免許等の資格（前項の規定の適用に際して用いられるものに限る。）を有する者については、同項の規定によるその者の経験年数にその年数を加減した年数をもつて、その者の経験年数とする。この場合において、これららの学歴免許等の区分及び当該学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格については、初任給基準表において別に定める場合を除き、学歴免許等資格区分表に定めるところによる。

3 初任給基準表の備考に別段の定めがある場合における経験年数の取扱いについては、前二項の規定にかかわらず、その定めるところによる。

(下位の区分を適用する方が有利な場合の号給)

第十四条 第十二条又は第十三条の規定による号給が、その者に適用される初任給基準表の試験欄の区分より初任給欄の号給が下位である試験欄の区分（「その他」の区分を含む。）を用い、又はその者に適用される初任給基準表の試験欄の区分より初任給欄の号給

格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号給に達しない職員については、当該下位の区分を用い、又は当該下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号給をもつて、その者の号給とすることができる。

(人事交流等により異動した場合の号給)

第十五条 次に掲げる者から人事交流等により引き続いて職員となつた者の号給について、第十三条又は前条の規定による場合には著しく他の職員との均衡を失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、広域連合長の定めるところにより、その者の号給を決定することができる。

一 国又は他の地方公共団体の職員

二 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた結果退職し、退職後一年以内の期間において再び採用されることとなる者

三 法令の規定により任期が定められている職員でその任期が満了したもの

四 その他広域連合長が前各号に掲げる者に準ずると認める者

第十六条 削除

第五章 昇格及び降格

(昇格)

第十七条 職員を昇格させる場合には、その職務に応じ、かつ、その者の勤務成績に従い、その者の属する職務の級を決定するものとする。

2 前項の規定により職員を昇格させる場合には、次の各号のいずれかに掲げる要件を満たさなければならない。

一 職員を昇格させようとする日に当該職員が昇任したこと。

二 前号に掲げる要件に準ずるものとして広域連合長の定める要件

三 昇格させようとする日以前の広域連合長の定める期間において同日の前日に属する職務の級に分類されている職務に従事していた職員が次に掲げる要件を満たし、かつ、昇格させようとする日以前の広域連合長の定める期間における人事評

価の結果及び勤務成績を判定するに足りると認められる事実に基づき、昇格させようとする職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められること。

ア 職員を昇格させようとする日以前の広域連合長の定める期間における人事評価の結果が上位又は中位の段階であること。

- イ 職員を昇格させようとする日以前一年以内に、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十九条の規定による懲戒処分（以下「懲戒処分」という。）又はこれに相当する処分を受けていないこと及び同日において職員から聴取した事項又は調査により判明した事実に基づきこれらの処分を受けることが相当とされる行為をしていないこと。
- 3 前二項の規定により職員を昇格させる場合において、その者の属する職務の級を一級以上の職務の級に決定しようとすることは、次に定めるところによるものとする。

- 一 第九条第三項第一号に掲げる職務の級への昇格については、あらかじめ広域連合長の承認を得ること。
- 二 前号に規定する職務の級以外の職務の級への昇格については、別表第六に定める在級期間表（以下「在級期間表」といいう。）に定める在級期間（職員を昇格させる場合に必要な一級下位の職務の級に在級した年数をいう。以下同じ。）及び在級期間表において広域連合長が別に定めることとする要件に従い、その者の属する職務の級を決定するものとする。この場合において、昇格させようとする日以前における直近の人事評価の結果が上位の段階であるときその他勤務成績が特に良好であるときは、在級期間表に定める在級期間に百分の五十以上百分の百未満の割合を乗じて得た期間をもつて、在級期間表の在級期間とすることができる。
- 4 第一項から第二項までの規定により職員を昇格させる場合において、在級期間表において広域連合長が別に定めることとする要件を満たすとき又は職員を二級以上上位の職務の級に決定する特別の事情があると認められる場合として広域連合長の承認を得た場合は、その者の属する職務の級を二級以上上位の職務の級に決定するものとする。
- 5 第三項第二号の場合において、在級期間表に定める在級期間によることとしたときに他の職員との均衡を失すると認められる職員に対する同項の規定の適用については、同項中「別表第六」とあるのは「広域連合長の定める要件及び別表第六」と、「定める在級期間（職員を昇格させる場合に必要な一級下位の職務の級に在級した年数をいう。以下同じ。）及び在級

期間表において」とあるのは「おいて」とする。

- 6 第三項の規定による昇格は、現に属する職務の級に一年以上在級していない職員については行うことがない。ただし、職務の特殊性等によりその在級する期間が一年に満たない者を特に昇格させる必要があると認められる場合であつて、広域連合長の定めるところによるときは、この限りでない。

(在級期間表の適用方法)

- 第十七条の二 在級期間表の職務の級欄に定める数字は、当該職務の級に昇格させるための在級期間を示す。
- 2 第十一条第二項第二号に掲げる者又は同条第三項の規定の適用を受ける者に対する在級期間表の適用については、採用試験の結果に基づいて職員となつた者として取り扱うものとする。
- 3 第十五条の規定の適用を受けた職員に在級期間表を適用する場合におけるその職務の級に在級した期間については、他の職員との均衡を考慮してあらかじめ広域連合長の承認を得て定める期間をその職務の級に在級した期間として取り扱うことができる。

(上位資格の取得等による昇格)

- 第十八条 職員が第十一条第二項第一号に該当することとなり、又は異なる学歴免許等の資格を取得した等の結果、上位の職務の級に決定される資格等を有するに至った場合には、第十七条の規定にかかわらず、その資格等に応じた職務の級に昇格させることができる。

(昇格の場合の号給)

- 第十九条 職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、昇格した日の前日に受けっていた号給に対応する別表第七に定める昇格時号給対応表の昇格後の号給欄に定める号給とする。

- 2 第十七条又は第十八条の規定により職員を昇格させた場合で当該昇格が二級以上上位の職務の級への昇格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ一級上位の職務の級への昇格が順次行われるものとして取り扱うものとする。
- 3 第十八条の規定により職員を昇格させた場合において、前二項の規定によるその者の号給が新たに職員となつたものとした場合に初任給として受けるべき号給に達しないときは、前二項の規定にかかわらず、その者の号給を当該初任給として受

けるべき号給とすることができる。

- 4 降格した職員を当該降格後最初に昇格させる場合において、前三項の規定により決定される号給が他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、前三項の規定にかかわらず、広域連合長の定めるところにより、その者の号給を決定することができる。

(降格)

- 第二十条 職員を降格させる場合には、その職務に応じ、その者の属する職務の級を下位の職務の級に決定するものとする。
- 2 前項の規定により職員を降格させる場合には、当該職員の人事評価の結果又は勤務成績を判定するに足りると認められる事実に基づきその職務の級より下位の職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められなければならない。

- 3 職員から書面による同意を得た場合には、第一項の規定により当該職員を降格させることができる。

(降格の場合の号給)

- 第二十条の二 職員を降格させた場合におけるその者の号給は、降格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第七の二に定める降格時号給対応表の降格後の号給欄に定める号給とする。
- 2 職員を降格させた場合で当該降格が二級以上下位の職務の級への降格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ一級下位の職務の級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。
- 3 前二項の規定により職員の号給を決定することが著しく不適当であると認められる場合には、これらの規定にかかわらず、あらかじめ広域連合長の承認を得て、その者の号給を決定することができる。この場合において、当該号給は、当該職員が降格した日の前日に受けていた給料月額に達しない額の号給でなければならない。

第六章 昇給

(昇給日及び評価終了日)

第二十一条 条例第四条第四項の規則で定める日は、第二十五条に定めるものを除き、毎年四月一日（以下「昇給日」という。）とし、昇給日前における同項の規則で定める日は、昇給日前一年間における人事評価の終了日（以下「評価終了日」という。）とする。

（評価終了日の翌日から昇給日の前日までの間において併せて考慮する事由）

第二十二条 条例第四条第四項の規則で定める事由は、懲戒処分を受けることが相当とされる行為をしたことその他広域連合長が定める事由とする。

（昇給区分及び昇給の号給数）

第二十三条 評価終了日以前一年間ににおける直近の人事評価の結果がある職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分（以下「昇給区分」という。）は、当該職員が次の各号に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。この場合において、第一号イ若しくはロ又は第三号イ若しくはロに掲げる職員に該当するか否かの判断は、広域連合長の定めるところにより行うものとする。

一 人事評価の結果が上位の段階である職員又は広域連合長の定める者のうち、勤務成績が特に良好である職員 次に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、次に定める昇給区分

イ 勤務成績が極めて良好である職員 A
ロ イに掲げる職員以外の職員 B

二 前号及び次号に掲げる職員以外の職員 C

三 人事評価の結果が下位の段階である職員、評価終了日以前一年間ににおいて懲戒処分を受けた職員及び第二十二条に規定する事由に該当した職員並びに条例第四条第四項後段の適用を受けることとなつた職員 次に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、次に定める昇給区分

イ 勤務成績がやや良好でない職員 D
ロ 勤務成績が良好でない職員 E

2 前項の場合において、同項第三号に掲げる職員について、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に同号に定める昇給

区分に決定することが著しく不適当であると認められるときは、同号の規定にかかわらず、広域連合長の定めるところにより、同号イに掲げる職員にあってはCの昇給区分に、同号ロに掲げる職員にあってはC又はDの昇給区分に決定することができる。

3 次の各号に掲げる職員の昇給区分は、前二項の規定にかかわらず、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。

一 広域連合長の定める事由以外の事由によって評価終了日以前一年間（当該期間の中途において新たに職員となつた者にあっては、新たに職員となつた日から評価終了日までの期間。次号において「基準期間」という。）の六分の一に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員（第一項第三号ロに掲げる職員に該当する職員及び次号に掲げる職員を除く。） D

二 広域連合長の定める事由以外の事由によって基準期間の二分の一に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員 E

4 前項の規定により昇給区分を決定することとなる職員について、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に当該昇給区分に決定することが著しく不適当であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、当該昇給区分より上位の昇給区分（A及びBの昇給区分を除く。）に決定することができる。

5 前各項の規定により昇給区分を決定する職員の総数に占めるA又はBの昇給区分に決定する職員の数の割合は、これらの昇給区分に決定すべき職員が少數である場合を除き、広域連合長の定める割合におおむね合致していなければならない。

6 条例第四条第四項の規定による昇給の号給数は、昇給区分に応じて昇給号給数表に定める号給数とする。

7 前年の昇給日後に、新たに職員となつた者又は第十九条第三項若しくは第二十七条の規定により号給を決定された者の昇給の号給数は、前項の規定による号給数に相当する数（評価終了日の翌日から昇給日の前日までの間に新たに職員となつた者又は当該号給を決定された者にあっては、広域連合長の定める数）に、その者の新たに職員となつた日又は当該号給を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数（一月末満の端数があるときは、これを一月とする。）を十二月で除した数を乗じて得た数（一未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数（広域連

合長の定める職員にあつては、前各項の規定を適用したものとした場合に得られる号給数を超えない範囲内で広域連合長の定める号給数とする。

8 前二項の規定による号給数が零となる職員は、昇給しない。

9 第六項又は第七項の規定による昇給の号給数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日にその者が受けっていた号給（当該昇給日において職務の級を異にする異動をした職員にあつては、当該異動後の号給）の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる職員の昇給の号給数は、第六項及び第七項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。

10 一の昇給日において第一項の規定により昇給区分をA又はBに決定する職員の昇給の号給数の合計は、広域連合長の定める号給数を超えてはならない。

（昇給号給数の抑制に係る年齢の基準日）

第二十四条 条例第四条第六項の規定の適用については、同項に規定する年齢に達した日以後における最初の三月三十一日に当該年齢に達したものとする。

（研修、表彰等による昇給）

第二十五条 勤務成績が良好である職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、広域連合長の定めるところにより、当該各号に定める日に、条例第四条第四項の規定による昇給をさせることができる。

一 研修に参加し、その成績が特に良好な場合 成績が認定された日から同日の属する月の翌月の初日までの日

二 業務成績の向上、能率増進、発明考案等により職務上特に功績があつたことにより表彰又は顕彰を受けた場合 表彰又は顕彰を受けた日から同日の属する月の翌月の初日までの日

三 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により過員を生じたことにより退職する場合 退職の日
(最高号給を受ける職員についての適用除外)

第二十六条 この章の規定は、職務の級の最高の号給を受ける職員には、適用しない。

第二十六条の二 青森県後期高齢者医療広域連合職員の分限に関する条例（平成十九年青森県後期高齢者医療広域連合条例第七号）第三条第三項の規定により職員を降号させる場合におけるその者の号給は、降号した日の前日に受けっていた号給より二号給下位の号給（当該受けていた号給が職員の属する職務の級の最低の号給の直近上位の号給である場合にあっては、当該最低の号給）とする。

第七章 特別の場合における号給の決定

（上位資格の取得等の場合の号給の決定）

第二十七条 職員が新たに職員となつたものとした場合に現に受ける号給より上位の号給を初任給として受けるべき資格を得した場合（第十九条第三項の規定の適用を受ける場合を除く。）又は広域連合長が定めるこれに準ずる場合に該当するときは、その者の号給を広域連合長の定めるところにより上位の号給に決定することができる。

第八章 雜則

（この規則により難い場合の措置）

第二十八条 特別の事情によりこの規則の規定によることができない場合又はこの規則の規定によることが著しく不適当であると認められる場合には、広域連合長の定めるところにより、別段の取扱いをすることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一九年規則第二五号）

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年規則第三三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二〇年規則第六号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の青森県後期高齢者医療広域連合職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則別表第七は、平成十九年四月一日から適用する。

附 則（平成二年規則第二号）

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二四年規則第一号）

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二四年規則第三号）

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二五年規則第一号）

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則（平成二六年規則第一号）

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則（平成二六年規則第七号）

この規則は、公布の日から施行し、平成二十六年四月一日から適用する。

附 則（平成二七年規則第一号）

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則（平成二八年規則第六号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行し、平成二十八年四月一日から適用する。

（平成二十九年四月一日に行われる昇給に関する経過措置）

2 平成二十九年四月一日に行われる条例第四条第四項の規定による昇給については、改正後の青森県後期高齢者医療広域連合職員の初任給、昇給、昇格等の基準に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第二十一条中「日は、昇給日前一年間における人事評価の終了日（以下「評価終了日」という。）」とあるのは、「期間は、平成二十八年四月一日から広域連合長が適当と認めるまでの期間」とする。

3 前項に規定する昇給に関する勤務成績の証明並びに昇給区分及び昇給の号給数については、なお従前の例による。この場合において、改正前の規則第二十三条第一項中「前条に規定する」とあるのは「青森県後期高齢者医療広域連合職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成二十八年月日公布）附則第三項の規定によりなお従前の例によるものとされた」と、同条第二項第一号中「昇給日前一年間」とあるのは「平成二十八年四月一日から広域連合長が適當と認める日までの期間」と、「昇給日の前日」とあるのは「広域連合長が適當と認める日までの期間の末日」とする。

（青森県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する規則の一部改正）

4 青森県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する規則の規定中「及びその日」を「同日」に、「又はそのいづれかの日」を「以下この項において同じ。」又はその次の昇給日」に改める。

附則（平成二九年規則第一号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の青森県後期高齢者医療広域連合職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。

（経過措置）

2 平成二十八年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及び昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあつた職員のうち、改正後の規則の規定による号給が改正前の青森県後期高齢者医療広域連合職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。

3 この規則の施行の日から平成二十九年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあつた職員（個別に広域連合長の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要

があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

別表第一 削除

別表第二（第九条関係）

初任給基準表

その他	採用試験			試験	学歴免許等
	高 卒 程 度	短 大 卒 程 度	大 卒 程 度		
高校卒					初任給
一級 一号給	一級 五号給	一級 一五号給	一級 二五号給		

別表第三（第十一條關係）

学歴免許等資格区分表

基準学歴区分	学歴免許等の区分	学歴免許等の資格					
		一 博士課程修了	二 修士課程修了	三 専門職学位課程修了	四 大学六卒	五 大学専攻科卒	六 大学四卒
一 短大三卒	(2) (1)	学校教育法による大学院博士課程の修了 前記に相当すると広域連合長が認める学歴免許等の資格	学校教育法による大学院修士課程の修了 前記に相当すると広域連合長が認める学歴免許等の資格	学校教育法による専門職大学院専門職学位課程の修了 上記に相当すると広域連合長が認める学歴免許等の資格	学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科へ同法第八十五条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。)又は薬学若しくは獣医学に関する学科へ修業年限六年のものに限る。)の卒業 前記に相当すると広域連合長が認める学歴免許等の資格	学校教育法による四年制の大学の専攻科の卒業 前記に相当すると広域連合長が認める学歴免許等の資格	気象大学校大学部(修業年限四年のものに限る。)の卒業 海上保安大学校本科の卒業 前記に相当すると広域連合長が認める学歴免許等の資格 学校教育法による三年制の短期大学の卒業 学校教育法による二年制の短期大学の専攻科の卒業
学校教育法による二年制の短期大学の専攻科の卒業	(4) (3) (2) (1)	学校教育法による大学院博士課程の修了 前記に相当すると広域連合長が認める学歴免許等の資格	学校教育法による大学院修士課程の修了 前記に相当すると広域連合長が認める学歴免許等の資格	学校教育法による専門職大学院専門職学位課程の修了 上記に相当すると広域連合長が認める学歴免許等の資格	学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科へ同法第八十五条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。)又は薬学若しくは獣医学に関する学科へ修業年限六年のものに限る。)の卒業 前記に相当すると広域連合長が認める学歴免許等の資格	学校教育法による四年制の大学の専攻科の卒業 前記に相当すると広域連合長が認める学歴免許等の資格	気象大学校大学部(修業年限四年のものに限る。)の卒業 海上保安大学校本科の卒業 前記に相当すると広域連合長が認める学歴免許等の資格 学校教育法による三年制の短期大学の卒業 学校教育法による二年制の短期大学の専攻科の卒業

4 中学卒	3 高校卒	2 短大卒	1 短大二卒	3 短大一卒	2 海上保安学校本科の修業年限二年の課程の卒業	1 前記に相当すると広域連合長が認める学歴免許等の資格	学校教育法による高等専門学校の専攻科の卒業
中学卒	三 高校二卒	二 高校三卒	一 高校専攻科卒	海上保安学校本科の修業年限一年の課程の卒業	前記に相当すると広域連合長が認める学歴免許等の資格	前記に相当すると広域連合長が認める学歴免許等の資格	学校教育法による高等専門学校の卒業
(2) (1)	(2) (1)	(2) (1)	(2) (1)	学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科（二年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限二年以上のものに限る。）の卒業	前記に相当すると広域連合長が認める学歴免許等の資格	前記に相当すると広域連合長が認める学歴免許等の資格	前記に相当すると広域連合長が認める学歴免許等の資格
前記に相当すると広域連合長が認める学歴免許等の資格	前記に相当すると広域連合長が認める学歴免許等の資格	前記に規定する高等学校（第二項に規定する高等部に限る。）の卒業	前記に相当すると広域連合長が認める学歴免許等の資格	前記に規定する高等学校若しくは中等教育学校又は特別支援学校（同法第七十六条第一項に規定する中等部に限る。）の卒業	前記に相当すると広域連合長が認める学歴免許等の資格	前記に規定する高等学校若しくは中等教育学校又は特別支援学校（同法第七十六条第一項に規定する中等部に限る。）の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了	学校教育法による高等専門学校の卒業

備考

この表の「特別支援学校」には平成十八年法律第八十号による改正前の学校教育法による盲学校、聾学校及び養護学校を、「准看護師学校」には平成十三年法律第百五十三号による改正前の保健婦助産婦看護婦法による准看護婦学校を、「准看護師養成所」には同法による准看護婦養成所を含むものとする。

別表第四（第十五条の二関係）

経歴	換算率	経験年数換算表
国家公務員、地方公務員又は旧公共企業体、政府関係機関若しくは外国政府の職員としての在職期間	職員として同種の職務に従事した期間	100／100
	職員の職務とその種類が類似する職務に従事した期間	100／100以下
	その他の期間	80／100以下(他の職員との均衡を著しく失する場合は、100／100以下)
民間における企業体、団体等の職員としての在職期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間	100／100以下
	その他の期間	80／100以下
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間(正規の修学年数内の期間に限る。)		100／100以下
その他の期間	教育、医療に関する職務等特殊の知識、技術又は経験を必要とする職務に従事した期間で、その職務についての経験が職員としての職務に直接役立つと認められるもの	100／100以下
	技能、労務等の職務に従事した期間で、その職務についての経験が職員としての職務に役立つと認められるもの	50／100以下(他の職員との均衡を著しく失する場合は、80／100以下)
	その他の期間	25／100以下(他の職員との均衡を著しく失する場合は、50／100以下)

備考

- 1 経歴欄の上欄の「その他の期間」の区分中「技能、労務等の職務に従事した期間で、その職務についての経験が職員としての職務に役立つと認められるもの」の区分の適用を受ける期間のうち、技能、労務等の職務についての経験が職員としての職務に直接役立つと認められる期間に対するこの表の適用については、同区分に対応する換算率欄の率を80／100以下(他の職員との均衡を著しく失する場合は、100／100以下)とする。
- 2 経歴欄の上欄の「その他の期間」の区分中「その他の期間」の区分の適用を受ける期間のうち、職員としての職務に役立つと認められる期間で広域連合長が定めるものに対するこの表の適用については、同区分に対応する換算率欄の率を広域連合長が別に定める。

別表第五（第十三条の二関係）

経験年数調整表

学歴区分（甲）	学歴免許等の区分															
	基準学歴区分				学歴区分（乙）											
	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	博士課程終了 (大学6 卒後の ものに 限る。)	博士課程修了	修士課程修了	専門職 学位課程修了	大学6卒	大学専攻科卒	大学4卒	短大3卒	短大2卒	短大1卒	高校専攻科卒	高校3卒
博士課程修了	+ 5年	+ 6.5年	+ 9年	+ 9年	- 1年		+ 3年	+ 3年	+ 4年	+ 5年	+ 6年	+ 6.5年	+ 8年	+ 8年	+ 9年	+ 10年
修士課程修了	+ 2年	+ 3.5年	+ 6年	+ 6年	- 4年	- 3年			+ 1年	+ 2年	+ 3年	+ 3.5年	+ 5年	+ 5年	+ 6年	+ 7年
専門職学位課程修了	+ 2年	+ 3.5年	+ 6年	+ 6年	- 4年	- 3年			+ 1年	+ 2年	+ 3年	+ 3.5年	+ 5年	+ 5年	+ 6年	+ 7年
大学6卒	+ 2年	+ 3.5年	+ 6年	+ 6年	- 4年	- 3年			+ 1年	+ 2年	+ 3年	+ 3.5年	+ 5年	+ 5年	+ 6年	+ 7年
大学専攻科卒	+ 1年	+ 2.5年	+ 5年	+ 5年	- 5年	- 4年	- 1年	- 1年		+ 1年	+ 2年	+ 2.5年	+ 4年	+ 4年	+ 5年	+ 6年
大学4卒		+ 1.5年	+ 4年	+ 4年	- 6年	- 5年	- 2年	- 2年	- 1年		+ 1年	+ 1.5年	+ 3年	+ 4年	+ 5年	+ 5年
短大3卒	- 1年	+ 0.5年	+ 3年	+ 3年	- 7年	- 6年	- 3年	- 3年	- 2年	- 1年		+ 0.5年	+ 2年	+ 2年	+ 3年	+ 4年
短大2卒	- 2年	+ 0.5年	+ 2年	+ 2年	- 8年	- 7年	- 4年	- 4年	- 3年	- 2年	- 1年	+ 0.5年	+ 1年	+ 1年	+ 2年	+ 3年
短大1卒	- 3年	- 1.5年	+ 1年	+ 1年	- 9年	- 8年	- 5年	- 5年	- 5年	- 4年	- 3年	- 2年	- 1.5年		+ 1年	+ 2年
高校専攻科卒	- 3年	- 1.5年	+ 1年	+ 1年	- 9年	- 8年	- 5年	- 5年	- 5年	- 4年	- 3年	- 2年	- 1.5年		+ 1年	+ 2年
高校3卒	- 4年	- 2.5年			- 10年	- 9年	- 6年	- 6年	- 6年	- 5年	- 4年	- 3年	- 2.5年	- 1年	- 1年	+ 1年
高校2卒	- 5年	- 3.5年	- 1年	- 1年	- 11年	- 10年	- 7年	- 7年	- 7年	- 6年	- 5年	- 4年	- 3.5年	- 2年	- 2年	- 1年
中学卒	- 7年	- 5.5年	- 3年	- 3年	- 13年	- 12年	- 9年	- 9年	- 8年	- 7年	- 6年	- 5.5年	- 4年	- 4年	- 3年	- 2年

備考

- 1 学歴区分（甲）欄並びに基準学歴区分欄及び学歴区分（乙）欄の学歴免許等の区分については、それぞれ学歴免許等資格区分表に定めるところによる。
- 2 この表に定める年数は、その者の有する学歴区分（甲）欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格についての初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる基準学歴区分欄又は学歴区分（乙）欄の学歴免許等の区分に対する加える年数又は減ずる年数（以下「調整年数」という。）を示す。この場合において、「+」の年数は加える年数を、「-」の年数は減ずる年数を示す。
- 3 学校教育法による大学院博士課程のうち医学若しくは又は歯学に関する課程又は薬学若しくは獣医学に関する課程（修業年限4年のものに限る。）を修了した者に対するこの表の適用については、学歴区分（甲）欄の「博士課程修了」の区分に対応する調整年数にそれぞれ1年を加えた年数をもって、この表の調整年数とする。
- 4 この表の適用について広域連合長が別段の定めをした者の経験年数に係る調整年数は、広域連合長が別に定めるところによる。

別表第六（第十七条関係）

在級期間表

		職務の級
		二級
三	四	三級
四	四	四級
二	二	五級
二	二	六級
三	三	七級

備考

短大卒程度又は高卒程度の結果に基づいて職員となつた者又は選考採用者（採用試験の結果に基づいて職員となつた者以外の者をいう。以下同じ。）に対するこの表の適用については、職務の級二級の欄中「三」とあるのは、短大卒程度の結果に基づいて職員となつた者にあつては「五・五」と、高卒程度の結果に基づいて職員となつた者にあつては「八」と、選考採用者にあつては「九」とする。

別表第七（第十九条関係）

昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給						
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	2	2	1	1
11	1	1	1	3	3	1	1
12	1	1	1	4	4	1	1
13	1	1	1	5	5	1	1
14	1	1	1	6	6	2	2
15	1	1	1	7	7	3	3
16	1	1	1	8	8	4	4
17	1	1	1	9	9	5	5
18	1	2	2	10	10	6	6
19	1	3	3	11	11	7	7
20	1	4	4	12	12	8	8
21	1	5	5	13	13	9	9
22	1	6	6	14	14	10	10
23	1	7	7	15	15	11	11
24	1	8	8	16	16	12	12
25	1	9	9	17	17	13	13
26	1	10	10	18	18	14	14
27	1	11	11	19	19	15	15
28	1	12	12	20	20	16	16
29	1	13	13	21	21	17	17
30	1	14	14	22	22	18	18
31	1	15	15	23	23	19	19
32	1	16	16	24	24	20	20
33	1	17	17	25	25	21	21
34	2	18	18	26	26	21	22
35	3	19	19	27	27	22	23
36	4	20	20	28	28	22	24
37	5	21	21	29	29	23	25
38	6	22	22	30	30	23	25
39	7	23	23	31	31	24	26
40	8	24	24	32	32	24	26
41	9	25	25	33	33	25	27
42	10	26	26	34	34	25	27
43	11	27	27	35	35	26	28
44	12	28	28	36	36	26	28
45	13	29	29	37	37	27	28
46	14	30	30	38	38	27	28
47	15	31	31	39	39	28	28
48	16	32	32	40	40	28	29
49	17	33	33	41	41	29	29

50	18	34	34	42	41	29	29
51	19	35	35	43	42	29	29
52	20	36	36	44	42	29	29
53	21	37	37	45	43	30	30
54	22	38	38	46	43	30	30
55	23	39	39	47	44	30	30
56	24	40	40	48	44	30	30
57	25	41	41	49	45	31	30
58	25	41	42	50	45	31	31
59	26	42	43	51	46	31	31
60	26	42	44	52	46	31	31
61	27	43	45	53	47	31	31
62	27	43	45	54	47	31	
63	28	44	45	55	48	31	
64	28	44	46	56	48	31	
65	29	45	46	57	49	31	
66	29	45	46	58	49	31	
67	30	46	47	59	50	31	
68	30	46	47	60	50	32	
69	31	47	47	61	50	32	
70	31	47	48	62	50	32	
71	32	48	48	63	50	32	
72	32	48	48	64	50	32	
73	33	49	49	65	50	32	
74	33	49	49	66	50	32	
75	34	49	49	67	50	32	
76	34	49	50	68	50	32	
77	35	50	50	68	51	32	
78	35	50	50	68	51	32	
79	36	50	51	68	51	32	
80	36	50	51	68	51	32	
81	37	51	51	69	51	33	
82	37	51	52	69	51	33	
83	38	51	52	69	51	34	
84	38	51	52	69	51	34	
85	39	52	53	69	51	35	
86	39	52	53	70	51		
87	40	52	53	70	51		
88	40	52	53	70	51		
89	41	53	54	71	52		
90	41	53	54	72	52		
91	42	53	54	73	52		
92	42	53	54	74	52		
93	43	53	55	75	53		
94		54	55	75			
95		54	55	76			
96		54	55	76			
97		54	55	77			
98		54	56	78			
99		55	56	79			
100		55	56	80			
101		55	56	81			
102		55	56				
103		55	57				

104		56	57				
105		56	57				
106		56	57				
107		56	57				
108		56	58				
109		56	58				
110		57	58				
111		57	58				
112		57	58				
113		57	59				
114		57					
115		57					
116		58					
117		58					
118		58					
119		58					
120		58					
121		58					
122		59					
123		59					
124		59					
125		59					

備考

この表の昇格後の号給欄中「2級」等とあるのは、その者が昇格した職務の級を示す。

別表第七の二（第二十条関係）

降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降格後の号給							
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	33	17	17	9	9	13	13	17
2	33	18	18	10	10	14	14	18
3	33	19	19	11	11	15	15	19
4	34	20	20	12	12	16	16	20
5	35	21	21	13	13	17	17	21
6	36	22	22	14	14	18	18	22
7	37	23	23	15	15	19	19	23
8	39	24	24	16	16	20	20	24
9	40	25	25	17	17	21	21	25
10	42	26	26	18	18	22	22	26
11	43	27	27	19	19	23	23	27
12	44	28	28	20	20	24	24	28
13	45	29	29	21	21	25	25	33
14	46	30	30	22	22	26	26	38
15	47	31	31	23	23	27	27	43
16	48	32	32	24	24	28	28	45
17	49	33	33	25	25	29	29	45
18	50	34	34	26	26	30	30	45
19	51	35	35	27	27	31	31	45
20	52	36	36	28	28	32	32	45
21	53	37	37	29	29	34	33	45
22	54	38	38	30	30	36	34	45
23	55	39	39	31	31	38	35	45
24	56	40	40	32	32	40	36	45
25	58	41	41	33	33	42	38	45
26	60	42	42	34	34	44	40	45
27	62	43	43	35	35	46	42	45
28	64	44	44	36	36	48	47	45
29	66	45	45	37	37	52	52	45
30	68	46	46	38	38	56	57	45
31	70	47	47	39	39	67	61	45
32	72	48	48	40	40	80	61	45
33	74	49	49	41	41	82	61	45
34	76	50	50	42	42	84	61	45
35	78	51	51	43	43	85	61	45
36	80	52	52	44	44	85	61	45
37	82	53	53	45	45	85	61	45
38	84	54	54	46	46	85	61	45
39	86	55	55	47	47	85	61	45
40	88	56	56	48	48	85	61	45
41	90	58	57	49	50	85	61	45
42	92	60	58	50	52	85	61	
43	93	62	59	51	54	85	61	
44	93	64	60	52	56	85	61	
45	93	66	63	53	58	85	61	
46	93	68	66	54	60	85		
47	93	70	69	55	62	85		
48	93	72	72	56	64	85		
49	93	76	75	57	66	85		

50	93	80	78	58	76	85		
51	93	84	81	59	88	85		
52	93	88	84	60	92	85		
53	93	93	88	61	93	85		
54	93	98	92	62	93	85		
55	93	103	97	63	93	85		
56	93	109	102	64	93	85		
57	93	115	107	65	93	85		
58	93	121	112	66	93	85		
59	93	125	113	67	93	85		
60	93	125	113	68	93	85		
61	93	125	113	69	93	85		
62	93	125	113	70	93			
63	93	125	113	71	93			
64	93	125	113	72	93			
65	93	125	113	73	93			
66	93	125	113	74	93			
67	93	125	113	75	93			
68	93	125	113	80	93			
69	93	125	113	85	93			
70	93	125	113	88	93			
71	93	125	113	89	93			
72	93	125	113	90	93			
73	93	125	113	91	93			
74	93	125	113	92	93			
75	93	125	113	94	93			
76	93	125	113	96	93			
77	93	125	113	97	93			
78	93	125	113	98	93			
79	93	125	113	99	93			
80	93	125	113	100	93			
81	93	125	113	101	93			
82	93	125	113	101	93			
83	93	125	113	101	93			
84	93	125	113	101	93			
85	93	125	113	101	93			
86	93	125	113	101				
87	93	125	113	101				
88	93	125	113	101				
89	93	125	113	101				
90	93	125	113	101				
91	93	125	113	101				
92	93	125	113	101				
93	93	125	113	101				
94	93	125	113					
95	93	125	113					
96	93	125	113					
97	93	125	113					
98	93	125	113					
99	93	125	113					
100	93	125	113					
101	93	125	113					
102	93	125						
103	93	125						

104	93	125						
105	93	125						
106	93	125						
107	93	125						
108	93	125						
109	93	125						
110	93	125						
111	93	125						
112	93	125						
113	93	125						
114	93							
115	93							
116	93							
117	93							
118	93							
119	93							
120	93							
121	93							
122	93							
123	93							
124	93							
125	93							

別表第八（第二十三条関係）

昇給号給数表

昇給区分	A	B	C	D	E
昇給の号給数	8以上	6	4（職務の級が7級以上であるものにあっては、3）	2	0
	2以上	1	0	0	0

備考

この表に定める上段の号給数は条例第4条第6項の規定の適用を受ける職員以外の職員に、下段の号給数は同項の規定の適用を受ける職員に適用する。